

平成30年度第2回島根県生徒指導審議会

日 時 平成31年3月5日(火)

15:00～17:10

場 所 県分庁舎2F 教育委員室

【事務局あいさつ(教育長)】

失礼いたします。県の教育長を務めております新田でございます。よろしくお願い申し上げます。

開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、お忙しい中、御出席いただきまして、まことにありがとうございます。平素より県の教育行政の推進につきまして、格別の御理解と御支援をいただいておりますことに、重ねて御礼を申し上げたいと思います。

前回の会議では、島根県の生徒指導上の諸課題や、県教育委員会でも重要課題と捉えております不登校に関する分析結果について、それぞれのお立場から貴重な御意見をいただいておりますところ、本日は、生徒指導上の課題に対し県が来年度実施を予定しております各事業の内容と、重要課題としている不登校対策、特に未然防止という観点からの学校づくりにつきまして、事務局から説明させていただきたいと思います。その後、委員の皆様方から御意見を賜りたいと考えております。

なお、今年の1月には、千葉県野田市の小学校4年生の児童が虐待により亡くなるという事件がございました。あつてはならない、大変痛ましい事件でございましたが、教育委員会や学校の対応のあり方につきまして、報道等でも連日伝えられたところでございます。この件に関しましても、後ほど事務局のほうから説明させていただきたいと考えておりますが、現在、各学校に対しまして、児童生徒の緊急安全確認について調査を依頼しているところでございます。児童虐待の対応につきましては、一人で抱え込まずに組織として対応することや、警察あるいは福祉関係部局との連携が重要であるといったような旨を今後も学校に対し繰り返し伝えていくということが非常に重要であると考えております。

本日は、限られた時間ではございますが、委員の皆様にはそれぞれの分野から忌憚のない御意見をいただければと思っております。何とぞよろしくお願い申し上げます。

### 【事務局から会議成立及び委員紹介】

<委員10名のうち8名の出席により会議成立(島根県生徒指導審議会規則第5条第2項)>

#### ○会長

先ほどお話がありましたように、子どもの虐待の問題は非常に大きく、家庭さえも安心の場ではないという子どもも実際にはおり、そうした家庭の状況をモニターする役割までもが学校に求められるようになりました。

加えてこのところの報道によりますと、何かの場合に親が子どもの安全等の状況を確認する必要があるということから、学校にスマートフォン等を携帯させることについて、国が進める方向での検討をしているとのこと。当然ながら、スマートフォン等は限られた目的のみに使われるわけではなく、さまざまな使用の可能性があり、また高価なものでもありますので、学校はその管理をどうするか等の対応を迫られることになるでしょう。

いま世の中では働き方改革が盛んに叫ばれており、それは当然、学校の先生方の超多忙な日々にも必要なことではありますが、しかし今述べたような新たな事情によって、先生方は逆にますます忙しくなり、本来の仕事である「子どもと向き合うこと、子どもに寄り添うこと」ができにくい状況が進んでいるようにも思われます。

私どもの生徒指導審議会が扱うテーマの根本は、教育をめぐる子どもと先生、親と先生、そして子ども同士の人間関係・信頼関係をどう育んでいくかということだと思っておりますが、今申し上げたような世の中全体の流れの中で、必ずしもうまくいっていない学校の状況があります。そうしたことについても、きちんと直視し、よりよい方向性を提案していく必要があるかと思っております。本日は島根県の生徒指導をめぐる状況についてデータ等をご覧いただきながら、委員の皆様から率直なご意見ご議論をいただきたいと思っております。限られた時間ですが、どうぞよろしく願いいたします。

### 【会長から会議の公開について協議】

<島根県情報公開条例第34条により公開> (委員了承)

#### ○会長

最初の議事は、島根県の生徒指導に係る平成31年度の事業計画です。国の補助事業の活用や県の単独の事業などがあるかと思っております。事務局から資料の概要をご説明願います。

【議事 1 (1) 生徒指導にかかる平成31年度の県の事業について】

○事務局

それでは、説明させていただきたいと思います。資料1をごらんになっていただきたいと思いますが、今から説明させていただきますのは、資料1の図も一緒に見ていただきますといいと思います。

まず、図のほうからでございますが、この図で、きょう説明させていただきます関連事業を全てここに載せてございます。未然防止と早期発見・対応というふうに、大きく分けて考えております。まずは、幼稚園から高等学校まで、どこに関係する事業かというのをその図で示しておるところでございます。また、県の単独事業であったり、それから、国の補助事業で活用してやっているものというようなことがそこにそれぞれ示してございますので、あわせてごらんになっていただきたいと思います。

まず、幼稚園から高等学校まで全て通したもののというのが、生徒指導の中ではその図に描いてあるものですが、生徒指導の担当でないところでも各校に大いに関係するのが、しまねのふるまい推進プロジェクト事業ということでございまして、規範意識や基本的な生活行動や生活習慣等のふるまいを、子どもや、それからその保護者、さらに全ての世代への定着の推進を図るといふこの事業がなされてございまして、これとも関連して進めていくというものでございます。

それでは、生徒指導にかかわるものにつきまして説明させていただきたいと思いますが、資料1でございます。生徒指導体制充実強化事業といたしましては、まず、いじめ対応支援事業ということで、これはそこにも載せておりますけれども、いじめ早期発見・対応のためのアンケート調査ということで、アンケートQUというのを年に2回実施しております。対象は小学校3年生から中学校3年生でございまして、これは市町村に県の2分の1の補助をするものと、高校生は1年生から2年生まで実施するというものでございます。

このアンケートQUというのは、その調査の結果が、学級集団の中で個人がどのような位置づけかというのをグラフにあらわしまして、満足しているのかとか、人から認められていないような気がするとか、人から何か危害を加えられるようなおそれを感じているとかいうようなことがわかるようなアンケートでございます。これらの調査結果を活用しまして、いじめ等の生徒指導上の諸課題の未然防止、早期発見、対応を図るといふことでやっておりますが、学校生活の満足度を高めるということ、その位置づけを見ながら、学級の中でどれだけ満足しているのかというのをはかって学級経営に生かすということにな

っております。これにつきましても、この生かし方についての研修などもやりながら、学校の中で生かしていくということで取り組んでおります。これは継続でございます。

続いて、いじめ等対応アドバイザー配置事業でございますが、これは学校や教育委員会だけではなかなか解決が難しいいじめ等の問題につきまして、弁護士や有識者の方にいろいろアドバイスをしていただくという事業でございます。弁護士の方はそれぞれの教育事務所に1名ずつ配置しております、客観的、専門的な立場から助言をしていただくというものでございますが、これは、学校の言い分を何か弁護してもらおうとか、そういうことではなくて、いろいろさまざまな課題に鑑みて、客観的な立場から助言をしていただき、解決に導くという糸口のところを探るというものでございます。平成30年度につきましては9回派遣をしております、延べ16人の方にお世話になっているという状況でございます。

次が、しまね子ども絆づくりサミットでございます。これは、県内各地の学校におけるいじめ防止でありますとか、学校の中でのきずなづくりに関する有効な取り組みを児童生徒が発表して交流する会議でございます。これは小学校から高校生までが一堂に会してこのような会議をするというものです。今年は益田でございました。新年度は5回目ということで、各教育事務所を回っておりますが、最後、隠岐で開催する予定にしております。これは10月の20日を予定しております。

今年度、平成30年度は、浜山中学校の放送部が制作しましたビデオをもとに、いじめについての意見交換をするというようなことで、さまざまな意見を共有し合うということ、それから、どうすればいいのかということも含めて、これからの子どもたちがどうあるべきかということも含めて意見を交換しております。意見交換して、さまざまな情報を交換するわけですが、それを持ち帰って、学校の中で生かしていただくということで続けているものでございます。

続きまして、悩みの相談事業ということで、教育相談の体制を充実する事業でございます。最初に、スクールカウンセラー活用事業でございます。これは、児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識、経験のある方をスクールカウンセラーとして配置しております。児童生徒のみならず保護者の方も含めて相談を行いますし、教員へのコンサルテーションを行います、教育相談の体制の充実を図っていくという事業でございます。今年度、平成30年度から、全ての校種、全ての学校に配置することができました。次年度は、今年配置した、まだまだ時間数の少ない学校もございますので、その一部の学校では時間数を

拡充するということで、全体的には拡充の方向で実施をしたいと考えております。当初、スクールカウンセラーはすごく少ない人数から始めたわけですが、今年度は80人の方を任用し、来年度は84人の体制で取り組んでいく予定をしておるところでございます。

続いて、スクールソーシャルワーカーでございますが、この活用事業も継続でやっているものでございますが、これは、社会福祉等の専門的な知識、技術によって、児童生徒の置かれた環境に働きかけるということで、スクールソーシャルワーカーを市町村立の学校につきましては18市町村に委託をして配置をしております。それから、県立学校は2校、宍道高校と浜田高校定時制へ配置し、配置のない学校につきましては、県から要請に応じて派遣するという形でスクールソーシャルワーカーを配置しております。平成30年度からは、松江市は単独でこの事業を行っておられますので、市町村は18市町村ということでございます。

それから、続いて3番目、子どもと親の相談員配置事業でございますが、これは主に不登校が多い小学校に対しまして、子どもと親の相談員を配置する事業でございます。不登校や、不登校傾向にある児童や、その保護者への働きかけを行って、一緒に悩み相談をしたり、一緒にいろいろ活動したりということで教育相談体制の充実を図るというものでございます。平成30年度、本年度は25校に配置をしておりましたが、平成31年度には30校にふやしまして、拡充をして実施をしたいと考えております。

それから、続いて、教育相談員配置事業でございます。これは高校が対象です。対象校といたしましては、宍道高校と浜田高校定時制、それから三刀屋高校の掛合分校に教育相談員を配置しております。不登校や中途退学、問題行動等の課題を抱える生徒や保護者からの相談に応じるという機能を充実させるための、非常勤の教育相談員を配置しています。

続いていじめ相談テレフォンです。県にはいじめ相談テレフォンが2つありまして、県独自のものと、文科省の24時間子供SOSダイヤルというのがございます。どちらも運用は県が行っていますが、24時間の受け付けをすることができる電話相談を開設しているところがございます。そこに29年度の実績を書いておりますが、241件でございますが、近年、電話による相談の件数は徐々に減ってきているという状況ではございますが、やはりこの電話相談によって、すぐに対応するというような事案もございます。

今年度も、連絡が入ったものについて全県に照会をかけております。それは虐待のおそれがあるというものでございましたが、夜の対応でしたが、全県で確認をしていただくというようなこともございました。結果は、時間はかかりましたけれども、いたずら電話で

あったので、それはそれでよかったのですが、電話相談であればやはり相手の状況を、声のトーンでありますとかいろいろな情報が、文字ではないよさがありますので、その緊急性を感じて対応したというケースがございました。

ただ、先ほど申し上げたように相談件数はだんだん減少傾向にはございます。ただ、このいじめ相談テレフォン等につきましては、子どもだけでなく保護者も相談ができるというものでございます。

続いて、不登校対策推進事業でございます。教育支援センター運営事業支援交付金でございますが、各市町に教育支援センターを設置している場合には、その運営費の一部を市町に交付するというものでございます。これは10市町12施設ございまして、そこへ交付金を出すというものでございます。

最近では、教育支援センターに来て一緒に勉強するというパターンでしたけども、複数の施設の中に、アウトリーチ型のサービスを始めたところもございます。実際に出かけて、そこで学習支援をしたり、迎えに行くと、その施設によんで支援をするというような形になってきて、下にも書いてございますけども、連絡協議会等でそれぞれの取り組みの情報共有してございまして、さまざまな取り組みを、お互いに情報を共有することで、こういう新しいサービスについても広げていくようなことについて、皆さんと一緒に考えていくというような状況でございます。ただ、アウトリーチ型のサービスというのはいろいろな問題があって、どうやって安全に送り迎えができるかというようなことで壁もたくさんございますので、そこら辺も一緒に考えていくのが今後の取り組みかなということを考えております。まだ新しいやり方、サービスでございますので、ぜひとも今後、こういう新しい取り組みは進んで紹介していきたいなというふうに思っております。

続いて、連絡調整員活用事業でございます。これは、ひきこもり等への対策として行っているものでございます。先ほど説明させていただいたスクールソーシャルワーカーもひきこもり等の対応もしていただくわけですが、この連絡調整員というのは、学校を卒業してしまった場合、中学校を卒業して高校に行かない、それから就職もしないという場合とか高校を中途退学したという状況の生徒さんに対するサービスです。

スクールソーシャルワーカーは、名前のおり、学校にいる生徒に対するサービスを行うわけですので、学校をやめてしまうと、なかなかスクールソーシャルワーカーも手の及ばんところになってしまうわけですが、そういうどこにも行かないとか、それから、ひきこもりが懸念される生徒というのは、実際問題でございますので、こういう生徒さんに対

して支援をするということで、連絡調整員というのを任用して対応をしていったところがございます。拠点校としましては、宍道高校は県の東部、それから、浜田高校の定時制、通信制には県の西部を担当していただきまして、それぞれ4名の連絡調整員が回っていたいて、その対応に当たるというのを引き続き行っていきたいというふうに考えております。

以上のような内容が、この生徒指導にかかわる関連事業として来年度行ってきたいというものでございます。

○会長

ありがとうございました。

国の「いじめ対策・不登校支援等総合事業」を活用したもの、県の単独事業など、資料に示されているとおりですが、国補助ではおよそ2億3千万、県単でおよそ5千3百万の予算となっているところです。協議はまた後ほどにもいたしますが、いまご説明いただいた段階で、なにかご質問等あればどうぞお願いいたします。

○委員

スクールカウンセラーの活用事業は、80人を任用して、来年度4人増えるということですが、1人の方がどのくらいの時間数で学校に配置されているのでしょうか。

○事務局

お1人当たり800時間の方が一番多い時間数でございます。一番少ない方で20時間と、幅がございます。

○委員

多い方は一つの学校にだけじゃなくて、何カ所か行かれますよね。

○事務局

そうです。スクールカウンセラーを全校に配置しておりますが、常時ずっと学校というわけではございません。毎週行く場合もありますし、2週に1回の場合もございます。

○委員

本人が選ばれるのでしょうか。学校のニーズで動かれるのでしょうか。

○事務局

一応、学校の規模とか生徒の数も考慮して年間何時間というのを決めており、それに合わせて行っていただくということでございますが、計画的に学校に行くというのが基本でございます。

#### ○委員

学校に行って、カウンセリングをする時間がないこともあるということですね。要するに、時間は決まっているけれども、そのときに子どもたちのニーズがなければ、カウンセリングもないなど。

#### ○事務局

いや、その担当者がおりました、来られるまでに周知をします。保護者も受けられますし。何もないときもあります、そのときは学級を一緒に回っていただいて、それで、子どもたちの状況からコンサルテーションをしていただくというようなこともあります。ただ、この事業も大分定着しておりまして、実際問題として、もっと時間が欲しいという学校が大変多くなっているのが現状でございます。

#### ○委員

そうだと思います。同様にスクールソーシャルワーカーについてもどのくらいの時間、どのくらいの方がかかわっていらっしゃるのか教えてください。

#### ○事務局

説明をさせていただきます。スクールソーシャルワーカーにつきましては、今年度、平成30年度につきましては実人数で34名のスクールソーシャルワーカーが、市町村、県で活動しております。市町村に対しては委託事業でございますので、市町村で任用されているスクールソーシャルワーカーと、それから、県が単独で任用しているスクールソーシャルワーカーがございますので、それを重複しているソーシャルワーカーもおりますが、合わせて実人数としては34名ということで動いております。

活動時間数については、市町村の場合、委託事業でございますので、一番多くて何時間、少なくても何時間という時間数については、県として把握していないという状況はございます。

#### ○委員

もう一つ、4番目の教育相談員配置事業で、配置校は、宍道、浜田高校定時制・通信制、三刀屋高校だけ、なぜこの3校なのでしょう。

#### ○事務局

宍道高校、それから浜田高校、それぞれ定時制、通信制の学校でございます。それから、三刀屋高校の掛合分校でございます。学校の実情に合わせてこの配置をしているところで、この教育相談員というのは、学校には来たけれど、なかなか教室に上がれないとか、



実際そういうさまざまな支援が必要な生徒さんも多いという状況の中で、保護者の方も含めてですが、しっかりと相談をして勉強に向かう、それから学校生活に向かうというような支援を必要とする学校であることから、これらの学校を対象として配置をしているというところでございます。

○委員

ほかの学校にはそういうお子さんがいないわけではないと思いますが。

○事務局

もちろんです。

○委員

学校の先生が全て対応していらっしゃるということですか。

○事務局

そうですね。

○委員

先生に加えてこういう非常勤の相談員の方が配置されることによって、その子たちの気持ちが変わって、学校になじんでいくようになったとかという実績があるのですか。

○事務局

そうです。実際問題、学校の校長からも話を聞く中で、この教育相談員がどれだけ有効であるかということは、例えば宍道高校の校長からも聞いているんですけども、学校に進学される生徒さんのこれまでのいろんな経緯がそれぞれ違います。違う経緯が非常に幅が広いというのが特にこの3つの学校にございまして、それぞれの状況に応じた対応というのがなかなか学校の教員だけでは十分にいかないというところで、支援が必要だということとやっております。先ほども言いましたけど、学校には来たけれど教室に上がれなくて、ちょっと職員室の前とか、それから昇降口のあたりでなかなか動けなくなっているような状況のところ、すつと行って、自然に中へ入れていただくとか、そういうところも含めて、さまざまな支援をしていただいているというのが教育相談員の方にやっていただけるということでございます。

○会長

ご質問の趣旨は、学校をサポートする専門家の配置の仕方について、学校や地域や子どもの実態・実情を踏まえた、もっと構造的といいますか計画的な方法が必要ではないかということでしょうか。

#### ○委員

それぞれとてもいいことなのですが、人数とか時間とか限られていることと、あるところにはスクールソーシャルワーカーがいる、あるところにはスクールカウンセラーしかいないなどいろいろあります。どの学校にも全員配置されていて、この3者なり4者が、連携がきちっととれるものであればもっといいと思います。やはりお金の問題だとは思いますが、今の段階で何ができるのかということを考えないといけないと思います。

#### ○会長

そうですね、ありがとうございます。そのあたりの話は後ほどまた出てくると思いますが、今の子どもたちの「うまくいかなさ」は、学校だけでは抱えきれない面もありますので、適宜、先生以外の専門家・専門性と連携が取れる仕組みをどう作るかについて、地域の実態に応じた検討が必要でしょう。

#### ○委員

しまね若者サポートステーションをちょっと説明していただきたいのですが、どんなことをやって、機能があるのか。

#### ○事務局

子ども・若者サポートステーションというのは教育委員会の担当するところではないものです。ひきこもりなどが懸念される場合で、そこへ集まって、さまざまな活動するということで、不登校の対応と似てはいるのですが、ちょっと違う内容ではございます。市町がやっておられるわけですが、市町の中では、不登校の対応ということで、教育支援センターと隣り合わせで運営するというようなところもございます。先ほど説明しましたスクールソーシャルワーカーとか連絡調整員が、ひきこもりが懸念される場合など、しまね若者サポートステーション等へつないで、そこで活動するというようなことで、連携する先としているものでございます。

#### ○委員

どうして聞いたかといいますと、20代、30代、40代で引きこもっておられて、その家族が大変疲弊して苦しんでおられるというのを県内でもあることを知っています。そういう家庭への支援体制はどうなっているかなと思っています。そうした30代、40代の方の中高生の時代の状況が不登校であったとしたらその影響をずっと引いているかもしれません。その辺の支援が、大人のことだといえども、やっぱりできるような県になってほしいなと思っています。

余談になるのですが、特別支援学校について私は認識がなかったのですが、松江養護学校の教職員の方と先日ちょっとお話したことがあって、卒業後も3年間はアフターフォローをされていると聞いて、教職員の数が多いその現実が理解できました。要するに在校生だけではなくて、それぞれ就労したり家庭にいたりする子も含めて卒業後の後フォローをしておられるということで、敬服しました。

○委員

そうです、3年間はかかわっていらっしゃいます。

○委員

3年間はかかわられるということで、卒業したらもう知らないという意味じゃない体制を組んでおられて、いたく感動しました。あわせて、今の30代、40代で引きこもっておられて苦しんでおられる、その現実を鑑みて発言させていただきました。

○会長

ありがとうございます。

○委員

済みません、アフターフォローのために生徒の数よりも教員が多いというわけではないでしょうが、ハローワークや就労支援サービス事業所へ移行をしながら、定着に向けて先生方は頑張っていると思います。

○会長

特別支援学校だけではなく、定時制・通信制の宍道高校などもそうしたニーズがあるのではないかと思います。就職が決まり卒業しても、ほんの数ヶ月の間に離職してしまう率が非常に高く、卒業後のフォローアップが必然的に求められる高校もあると聞いております。いまご指摘いただいたような環境や、それを担う連絡調整員といった「つなぐ人材」は必要であり、県単独事業としてたいへんだとは思いますが、重要な取り組みだというお話でした。

○委員

同じような質問ですが、連絡調整員活用事業は、3校に4名ということですが、まず1つは、どういった方が対応に当たられているのか、もう一つは、これは今のお話の中で、特別支援学校では卒業して3年間という話でしたが、こういった方はどれぐらいまでフォローしていかれるのかですね。どこで打ち切りになるのか、どういった形で終わるのか。

今後、こういった事業は非常に大切になると思います。私は精神科の医者をしていて、

今の話で、今40代、50代のそういった人たちのひきこもりが非常に大きな問題になっており、実態はなかなかわからないのですが、そういった人たちの多くは、かなり若いころから引きこもっておられて、今も続いているといわれています。そして、親御さんが高齢化していくに従って、不安も強く非常に大きな問題ですね。

小中高校時代から、そういった傾向のある子どもというのは何かしらしっかり把握されていることも必要ではないかと思えます。

○会長

今の前段のところで、連絡調整員はどういう条件の方かという御質問がありましたが、それについてお願いします。

○事務局

連絡調整員として任用している方は元教員の方でございます。特に子どもたちへの対応については非常になれておられる方でございます。それから、連絡調整員が、ひきこもりが懸念される方をさまざまな機関につなげていくのはいうことですが、一応基本1年ということでやってはいるのですが、1年たったら、はい、終わりですというわけにはなかなかいきません。実際、長らく連絡調整員をしていただいている方は、本人や保護者の方とコンタクトがうまくとれている場合はつながりますが、またちょっとうまくいなくなって困ったというときに、3年後とか5年後に改めてまた連絡が来るといようなこともあって、話を聞くというようにはしていただいています。基本1年として、次に先ほど話が出ておりましたしまね若者サポートステーションなどにつながっていくというところまでできたらなということでやっていただいています。簡単にはつながらないというのが現状でございます。

○委員

引きこもったままで学校を卒業してしまうと、家族は、どこに、どういうふうにアクセスしていいかわからないので、ぜひ、この事業を広げてやっていただきたいですね。

こういったことで、そういった時期にかかわりがあると、またその方に相談できたり、その方を通じて適切なところを紹介していただいたり、そういう道筋がある程度見えてきますよね。そういったことで、ぜひ広げてやっていただきたい。

○事務局

この連絡調整員活用事業につきましては、公立の学校でずっと活動しておりましたけれども、新年度は西部地区で益田市を中心に、私学で同じような状況にある生徒さんについ

ては連絡調整ができないかということで、試行をしてみたい、広げてみたいと考えております。

○会長

学校教育時代が終わった後に、どこがつながりを持ち続けるかというそのつながりのつくり方については、今やっぱり属人的にやっていて、その連絡調整員の方が頑張っておられる間はよいけれども、その人が終わると消えてしまうといったようなことが起こるので、それは点じゃなくて線にしていき、やはり組織的な取組にしていき、体制をどうつくるかという話で、非常に大切なことだというふうに思います。

○委員

今の連絡調整員の話、後でもう一回していただければと思っておりますけど、ここで今話したいのはスクールカウンセラーの活用事業です。先ほどのお話で、当初はもっと少ない人数から始まったというお話でもありました。

私が現職で学校に勤めていたころから始まったと思いますが、10年以上前になりますが、カウンセラーさんもいらっしやった。ただ、なかなかまだ知名度がなかったり、それから、保護者等にもなかなか浸透していなかったりということで、時間が余って、先ほどのお話のように教室の様子を見て歩いたりというふうなこともありました。学校に行ってみると一番の楽しみは校長先生と話をすることですなどと言われたカウンセラーの方もいらっしやいました。今はもう10数年たって、先ほど800時間、20時間の方もというような話もありました。当時は拠点校方式という言葉で御説明いただいたと思いますが、今、拠点校といったものはまだあるのでしょうか。

○会長

全公立学校に配置していますか。

○事務局

はい。これ、平成7年からこの事業を開始されておまして、最初のころは肥後先生にも学校を回っていただきましたが、私の学校にも来ていただいたこともありましたけども、現在は拠点校方式ではございません。拠点校があつて、そこから学校にそれぞれ行くというやり方ではなくて、それぞれの学校に持ち時間がありますので、自分の学校のカウンセラーだということで行っていただくという状況になっております。

○会長

はい。

#### ○委員

それで、当時は、拠点校にこだわるわけではないですけど、中学校のほうにやや厚く、小学校のほうにはちょっと少な目の時間というふうな割り振りがあったような気がするのですが、そのあたりの割り振りと、先般の会議に中でも小学校5年生あたりが不登校のピークになっているというお話もありましたが、何かそのあたりの、小中の配置の時間数の割り振りの基本的な考え方のようなものがあれば教えていただきたいと思います。

#### ○事務局

先ほどもお話をさせていただいたように、生徒の数とか学校の規模で配置をさせていただいておりますが、やはり小学校と中学校だと中学校に少し厚いという状況はございます。ただ、中学校に多くて小学校に少ないということではなくて、今、人数と学校の規模について、配分の時間数を毎年見ながら、バランスをとりつつ配置するという方向で考えております。

#### ○委員

では、学校のほうからの要望とか、あるいは前年度の実績とか、何かそんなことも加算されての配置になるのですね。

#### ○事務局

もちろんです。必ず各学校に来年何時間必要ですかという希望調査もした上で、計画的にスクールカウンセラーに来ていただくということもありますが、それ以上に相談しないといけないということが起こることもあります。そういったことも含めて、次の年どうするかということも考えていくということですので、実際、限られた時間ではございますけれども、実態に合わせて調整するというところでございます。

#### ○委員

当時は20名弱から始まって、なかなかスクールカウンセラーが見つからずに、お金も措置が少なくて大変な状況で、今80名と聞いてびっくりしました、それだけいらっしゃるんだなと。それで、全校配置は昔からは夢のまた夢の世界なので、本当に努力されていると思います。

#### ○事務局

今年度初めてできました。ただ十分とは言えないので、今後も拡充していく必要があると思っております。

#### ○会長

これは、国の補助事業なので、国のほうの目標がスクールカウンセラーは2019年度に全校配置ですよ。国公立の全小・中学校に配置で、スクールソーシャルワーカーも2019年度に1万人で、全中学校区に配置という、国ではそういうように設計しているということです。

ほかにいかがでしょうか。

次のテーマもかなり関係しているところがございますので、またあわせて御意見いただければいいかと思えます。

2番目は不登校対応、前回もちょっとお話はいただいたのですが、それにつきまして、先ほど出てきましたアンケートQ Uの分析なども踏まえながらの状況ということになります。資料2について御説明いただきますようお願いいたします。

#### 【議事1(2)今後の不登校対応の取組について】

##### ○事務局

それでは、今後の不登校対応の取組について御説明いたします。島根県の不登校及び不登校傾向児童生徒の状況につきましては、第1回生徒指導審議会で御説明いたしましたとおり、不登校児童生徒の割合が全国平均を上回り、昨年度まで数年にわたって増加傾向にあります。そこで、不登校の未然防止、初期対応、自立支援の取り組みの充実が重要であるということをお伝えしたところです。このような状況の中、不登校対応の具体的な取り組みについて、島根県としての方向性を示すべく、本日はここに「今後の不登校対応の取組について」と題して、資料2を用意させていただきました。

それでは、資料2をごらんください。まず、1ページでございます。不登校の継続数と新規数という考え方については、前回説明させていただきました。不登校児童生徒への適切な初期対応及び自立支援の取り組みの成果により、継続数は毎年何人かは減少する傾向にあります。しかし、その減少数を上回る新規の不登校があらわれることで、結果として不登校児童生徒数は増加しております。そこで、不登校を減少させるには、この新規の不登校を抑制する取り組みが重要であるということが言えます。

続いて、2ページをごらんください。新規の不登校を抑制するには、不登校の未然防止の取り組みが必要です。つまり、全ての児童生徒が学校に来ることを楽しいと感じ、学校を休みたいと思わせないような日々の学校生活の充実を実現させることが重要です。

そこで鍵となるのは、全ての児童生徒にとっての居場所づくりと、絆づくりのための場

づくりです。先ほどの継続数、新規数という考え方に、この未然防止の取り組みを重ねて考えますと、下に示したような図になります。継続数に着目した場合、対象となる児童生徒は前年度も不登校であった児童生徒であり、これは、教員に加えてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーといった専門家や関係機関を含めた多職種の協働による取組が必要であり、個別の支援が主たる取組となります。一方、新規数に着目した場合、不登校傾向が見られる児童生徒の個別の支援を含め、教職員の同僚性を生かした取り組みが必要であり、これは、全ての児童生徒を対象とした集団指導が主たる取り組みとなります。

続いて、3ページをごらんください。不登校の未然防止のためには、新たな不登校を抑制する魅力ある学校づくりに取り組むことが重要であり、「居場所づくり」と「絆づくり」がその鍵となります。そして、これらの居場所づくりときずなづくり、この違いを理解し、バランスよく取り組むことが大切です。

では、具体的に居場所づくりとは、全ての児童生徒が自己存在感や充実感を感じられる場を教職員が提供し、心の居場所となる安全・安心な学校を目指すことです。きずなづくりとは、児童生徒みずからがきずなを感じ取り、紡いでいくことができる場と機会を設定し、全ての児童生徒のきずなづくりの場となる学校を目指すことです。そして、これらの取り組みは、行事などの特別活動だけではなく、授業を初めとする、あらゆる教育活動において取り組むことが重要と考えます。

では、次のページに移ります。次に、先ほど生徒指導関連事業の中でも御説明いたしましたアンケートQ1の結果から、島根県の児童生徒の状況についてお話しします。

今、この資料には示していませんが、島根県ではこのアンケート結果により、学級内に自分の居場所があり、学校生活を意欲的に送っている児童生徒が全国平均に比べて非常に多く、学年が上がるにつれて、その数は増えています。つまり、学校で満足している児童生徒が非常に多く在籍しています。

このグラフをごらんください。この資料では、非承認群と呼ばれる学級内で認められることが少ない児童生徒に着目しています。資料には示していませんが、侵害行為認知群、学級生活不満足群といった、不安傾向が強かったり、あるいは配慮を要する児童、そういった児童生徒は全国平均値より非常に少ないのに対し、この非承認群と言われる子どもたちはどの学年も全国平均値と同等程度おり、学級内で認められることが少ないと感じている児童生徒が比較的多いということがわかります。また、先ほど述べました侵害行為認知



群、学級生活不満足群に当たる配慮を要する児童生徒は、個別の支援あるいは集団への適切な働きかけなどにより、学年が上がるにつれて改善が見られ減少する傾向があるのに対し、このグラフで示しています非承認群は、学年が上がってもほぼ減少することはありません。このように、どの学年においても学級内で認められることが少ないと感じている児童生徒が常に在籍するという状況からも、学校生活の大半を占める授業時間の中で、居場所づくり、きずなづくりを意識した取り組みが重要であると考えます。

それでは、ここで、4ページの下にあります安来市の状況について紹介します。このグラフは、小学校の不登校児童数の割合の推移をあらわしたものです。全国、島根県については前回もお示したのですが、いずれもここ5年間、増加傾向にあり、継続的に島根県は全国平均より高い値で推移しています。一方、グラフの中に示しております安来市は、当初は高い割合にあったものの、ここ2年間は減少の傾向にあります。島根県全体とほかの市町村の多くが増加傾向にある中で、減少に転じている安来市の取り組みが今後の不登校対応のモデルになるものであると考えます。

そこで、安来市の具体的な取り組みについて紹介いたします。5ページをごらんください。安来市では、平成26年度から28年度にかけて、国立教育政策研究所の「魅力ある学校づくり調査研究事業」に取り組みました。この事業は、不登校やいじめ等の未然防止を推進するために魅力ある学校づくりについて調査研究を行うもので、全ての児童生徒を対象として、全ての教職員で取り組むものです。安来市では特に不登校の対応について、未然防止、初期対応、自立支援のそれぞれの段階において、居場所づくりときずなづくりの2つのねらいを常に意識、区別しながら、あらゆる教育活動の場においてバランスよく取り組むことを大切にして実践しました。それらの実践の中で、授業改善を中心とした未然防止の取り組みと、意識調査を活用したPDCAサイクルによる事業の推進、この2点について御紹介します。

未然防止の取り組みでは、「子どもを中心に据えた授業づくり」をテーマに、授業改善を中心とした魅力ある学校づくりの推進を図りました。児童生徒の意識調査による年3回のPDCAサイクルで、主体的な学びを目指した授業改善に取り組みました。具体的には、意識調査において、ア、学校が楽しい、イ、みんなで何かをするのは楽しい、ウ、授業に主体的に取り組んでいる、エ、授業がよくわかるという4つの項目の調査を行い、これらを検証しながら授業改善に取り組むことで、授業を通じた集団づくり、主体的・対話的で深い学び、子どもたちが勉強したくなる授業を目指しました。

また、同時に、下の資料に載せておりますが、学校生活に関する次の4つ意識調査も行いました。具体的な項目は、オ、たたかれり、蹴られたり、強く押されたりした、カ、暴力ではないが、意地悪をされたり、嫌な思いをさせられたりした、キ、たたいたり、蹴ったり、強く押したりした、ク、暴力ではないが、意地悪をしたり、嫌な思いをさせたりしたという4つであり、これらの調査により、安全・安心な環境づくり、いじめの未然防止に視点を置いた取り組みも行いました。

そして、安来市では、この調査研究事業以来、これら8つの学校生活に関する意識調査を、市内全小学校の5年生から中学校3年生の全児童生徒を対象として実施し、今年度も継続的に分析、検証し、新たな不登校を生まないための未然防止の取り組みとして行っています。ただいまご紹介したような、安来市の取り組みの成果を今後県内に広く周知し、これらの取り組みを生かした不登校の未然防止の取り組みが効果的に実践されるよう、県としても魅力ある学校づくりを推進していくことが重要であると考えています。

それでは、最後の6ページをごらんください。現在、子ども安全支援室では、この魅力ある学校づくりにつながる事業として、「学校教育において基盤となる積極的な生徒指導の推進」をテーマにした生徒指導実践講座を開催しています。この研修講座は今年度を1年目とし、3カ年計画で、「特別支援教育と生徒指導」、「学級集団づくりと生徒指導」、「授業における生徒指導」という視点から、それぞれ講師をお招きし、講義、演習を実施しています。県内でより多くの先生方に参加していただけるよう周知を図り、このような視点が学校教育において基盤となるという考えが県内に広く浸透するよう取り組んでいきます。

最後に、本日の課題でもあります今後の不登校対応の取り組みについてまとめます。「魅力あるよりよい学校づくり」と、「いじめ、暴力行為等問題行動を許さない学校づくり」をテーマとし、全児童生徒に対し、全教職員が、あらゆる教育活動を通じた居場所づくりやきずなづくりに取り組むことにより、学校がどの児童生徒にとっても意味のある大切な場となるための魅力ある学校づくりを推進することが重要であると考えます。本日は、不登校を切り口として、魅力ある学校づくりに取り組むことの意義について述べましたが、この取り組みを、授業を初めとするあらゆる教育活動において実践することで、学校や学級集団の基礎基盤が安定し、全ての生徒指導上の諸課題の改善、解決につながると考えます。以上で説明を終わります。

○会長

ありがとうございました。

今、資料2について、本県独自のさまざまな分析も含めて、安来の実践事例なんかも取り入れられているということです。御意見、御質疑ございませんか。

居場所づくりと絆づくりの違いをまとめておっしゃいましたが、これは島根県ではなく、国立教育政策所が言っているのですね。

○事務局

そうです。3ページの下の方に図を載せておりますけども、居場所づくりというのは、教職員が子どもたちにとっての居場所をつくるという考え方、絆づくりというのは、絆をつくっていくのは児童生徒自身ですので、そういった絆づくりが進む場を教職員がつくっていくと。

○会長

やっぱり教職員が主語ですか。

○事務局

捉えとしてはそうです。

○会長

島根県は、不登校児童生徒の数は、1,000人当たりの数では相変わらずトップクラスになっていますが、一つは、本県が結構昔から、30日以上欠席の理由を積極的に不登校と認めて出してきたという事情によると私は理解していますし、そのことは別にそれでいいと思っていますが、問題は、それが減っていかないままだということです。積極的にそれを認めて公表していくことはいいことだと思いますが、本当の意味での不登校が入っているから、それが減っていくような形をつくらなければいけないのに、このグラフからいくと、残念なことにふえてきているという傾向についてどう考えるかというところがあります。また、そのことについての一つの見方として、やはり授業づくり、学校の通常授業を柱として、そうしたものに組み込んでいくという、魅力ある学校づくりというところから進めていかなければいけないのではないかというようにお考えになって、未然防止という言い方がいいかどうかわかりませんが、やはり全児童生徒を対象とした取組ということを進めていくという、そういうお考えを今お聞きしました。

○委員

2ページの未然防止のくだりに、「全ての児童生徒が学校に行けることを楽しいと感じ、学校を休みたいと思わせないような」、これは、国立教育政策研究所がこのように「思わ

せない」という言葉遣いをしているのでしょうか。

○事務局

はい、そのまま引用させていただいています。

○委員

これは教師から見た視点でしょうが、主語は児童生徒になるんですよね。児童生徒が主語になっているのに、こういう何か「思わせない」という言葉を意図的に使われたこの研究所の意図がわからないのですが、その辺は話題になりませんでしたか。

○事務局

おっしゃっていただいている理由はよくわかりますけれども、未然防止を図るということで、学校がどうしていくのかということで受けとめておりますので、今おっしゃっていただいたように、児童生徒が主語けれども、実際問題としての主語は学校とか教員がという意味で捉えてはおります。

○委員

「休みたいと思わないような」でよいのではないかと思います。

○会長

既に御紹介いただいた3年計画の研修、生徒指導実践講座は、実績として、今年度1年目ということをおっしゃったのですが、参加者はどういった学校、中学校が多いのでしょうか、小学校が多いのでしょうか。

○事務局

小学校、中学校、県立学校ともに参加していただいていますし、担任の先生方にも御参加いただいております。

○事務局

生徒指導の実践講座というのは、3年前もまた3年間で実施していますが、生徒指導の講座でありながら授業づくりの話をしたりするわけですが、最初は非常に抵抗がございました。来られる方が生徒指導の担当者であったりするわけですが、何で授業づくりかというようなことですが、聞いていただく中で、やっぱり授業の中で生徒指導だということについて徐々に広まって、最近が2サイクル目になりますけれども、生徒指導の実践講座には多くの方に参加していただけるようになりつつあります。

○委員

これは悉皆ではないわけですか。

○事務局

悉皆ではないです。

○委員

どれぐらいの割合で参加されていますか。

○事務局

参加者数は、会場の大きさにもよりますが、大体松江東部会場と西部会場2カ所で開催しておりまして、東部会場で70名程度、西部会場で60名程度、会場満員になるぐらいの参加者に御参加いただいています。

○委員

1日の開催ですか。

○事務局

1日です。

○委員

1日で。このテーマによって、参加者が選んでいくという感じでしょうか。

○事務局

はい、そうです。

○委員

この安来市の取り組み、私が安来の出身なので、非常に興味があるのですが、不登校未然防止の中で、保護者、家庭で問題を抱えている子どもさんたちもいて、その場合は、もちろんそちらのほうに目は行くのですが、こういう取組としてやっていかれる場合は、授業、あるいは学校生活というのを中心にして、そこで楽しむということで絆をつくったということですね。保護者との連絡、つながるという話はこの中に入っているのでしょうか。

○事務局

そうですね、学校生活に焦点を当てたものでございますので、この内容については保護者にも十分お知らせはします。

○委員

お知らせですか。

○事務局

保護者からこういう内容でお聞きするというところでございます。

#### ○委員

そうですか。それで、参観日に授業参観とか、あるいは何か文書でお知らせするのでしょうか。

#### ○事務局

学校によっては、これを学校評価の指標にしているところもございます。その中で、子どもたちが今、例えば1学期にどういう状況だったのかというのはもうその都度お知らせするというようなことで、保護者にもお知らせしながら今、子どもたちの状況がどうだというようなことを一緒に取り組んでいくというような取り組みをしておられたということです。

#### ○会長

即効性という点からみると難しい面があるかもしれませんが、学びということが学校の中心に来るといことは何より重要なことだと思いますので、様々な子どもがいる中で、どの子にとっても学校が意味のある楽しい学びの場になることをめざすというのは、遠回りに見えても、もっとも本質的であり着実な成果をあげる取組みではないかと思います。ぜひ学びの充実ということを中心に置いた取組みを進めていただければと思います。

先日、安来市の中学校で、生徒会が主体となって生徒自身がいじめ防止をどう進めるかについて考えて取り組んでいる様子がテレビで報道されていました。いじめの未然防止といったことについて、そのような子どもたちが考えて自分たちで進めていくことは非常に大切だと思いました。

#### ○事務局

一番最初にお話をさせていただいた、しまね子ども絆づくりサミットに安来二中の生徒さんが参加していただいて、これは昨年でしたけども、そういう関係もあって、今度はそれを安来市で広げていただいたというような状況です。

#### ○委員

未然防止ということでは、登校渋りの子どもが登校時間に遅れて、なんとか登校できても、玄関や職員室に対応してくださる先生の姿はなく、一人で教室に入っていかなければならない状況の学校もあります。子どもにとってはとても勇気が要ることだと思います。先生方も大変お忙しく、教育相談員など、声をかけてくださる大人がいらっしやると良いのですが、小規模の学校では先生方の数に余裕がなく、対応は難しいかなと思います。

そのような状況の中で、例えば事務の方とか、校務技術員の方とか、子どもを見かけ

た大人が声をかけてくださると、その一言で子どもはほっとするといいますか、元気ももらって教室に行けるように思います。

不登校の未然防止として、学校が心の居場所となるためには、専門家の方とか先生方だけではなく、学校を挙げて対応していくという教職員の意識が大切だと思います。そのためには管理職のリーダーシップが欠かせないと思いますので、ぜひ研修の時に伝えていただけたらと思います。

○会長

この不登校の問題だけではないのですが、学校のマネジメントの中で、やっぱり今、特別支援の問題もそうですが、やっぱり管理職の先生方がどういうふうにお考えになって、どういうふう動くか、動かすかということがすごく大切ですので、その辺の研修もぜひお願いしたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。そうしましたら、次にうつります。

資料3は、きょう冒頭に教育長さんからありましたように、千葉県野田市の児童虐待事案の対応状況等という説明の中で、今、学校に緊急点検調査、3月8日まででしたか、が求められている状況等について御説明いただきます。

### 【議事1(3)児童生徒を巡る最近の動きについて】

○事務局

それでは、資料3をお願いいたします。このたびの児童虐待の事案についてお話をさせていただきたいと思いますが、事案の概要につきまして、1、2に書いてございます。

平成29年の11月、学校がいじめに関するアンケート調査を実施しました。その中で、父親から暴力を振るわれているという回答がございました。このため、学校は児童相談所に通告をして、即日一時保護がなされました。その後、30年の1月ですけれども、父親からアンケートの写しを提供するように言われた学校は、個人情報であることを理由に提供を拒んでいたわけですが、本人が同意したというものを持参したことから、市教委がアンケートの写しを提供するというような事態になっております。その後、学校を転校いたしまして、平成31年の1月には自宅で死亡するという事案でございます。

詳しくは、次の2ページのところに書いてございますけれども、沖縄県から千葉県へ転居してということで、先ほどお話をさせていただいたところでございます。まず11月に通告があつて一時保護されたわけですが、その後、親族の家に預けるということを条

件に一時保護が解除されております。その後、アンケートのコピーを父親に渡すというような状況があり、その後、学校を転校し、父親から、本人が書いたということで、お父さんにたたかれたというのはうそですというような手紙を児童相談所へ見せられて、しかも、預かっていた親族の方の体調が不良であるということで、実父母のところへ戻ってしまったということでした。そこからそういう状況になり、年が明けた平成31年の1月7日から学校を欠席したということで、実際に確認をした後、1月24日に死亡が確認されるということでした。

この状況の問題点は、父親の威圧的な、執拗な態度で教育委員会にも来たということですが、それに屈する形でコピーを渡してしまうということが大きな問題であると指摘されております。また、コピーを渡す前に、教育委員会が児童相談所であったり警察等へまず相談をしていないこと。それから、そのコピーを渡した後に、同じように児童相談所や警察等に相談していないということで、この日より状況の深刻化を招いたということで、大きな問題点だとされております。

これにつきましては、3ページにございますが、関係閣僚会議におきまして、緊急の安全確認ということで、児童相談所と全国の小・中学校の教育委員会等に緊急点検を行うということで、指示がございました。また、新ルールの設定ということで、下の四角にありますけれども、子どもの安全を第一にということで、新たなルールを設定することでありますとか、保護者が威圧的な要求等を行う場合の対応についての新たなルールでありますとか、学校欠席時のリスクファクターを見逃さない、情報提供のルールなどについて今後検討すべきであるという項目等がございます。また、抜本的な体制強化ということで、そこに挙げておりますような状況で、学校関係としましては、一番下になりますけれども、学校・教育委員会は、児童相談所や警察と虐待ケースの対応マニュアルを共有し、虐待発見後の対応能力の抜本的強化を図るということがございます。島根県では、学校危機管理の手引にも、虐待に対応するものにつきまして記載をしております。現在これを再度、機会あるごとに周知をしているところでございまして、これにつきましても、今後も周知を図っていくことにしております。

現在、どのような調査が行われているかということでございまして、4ページをごらんください。この緊急点検の内容でございますが、4ページの上から2番目の2ぽつの点検対象ということで、学校に報告を求める内容につきましては、平成31年の2月14日現在において、2月1日以降、一度も登校していない児童生徒を対象に調査をするというこ



とです。点検の方法でございますが、これは、学校の教職員による面会をする、または教育委員会の職員による面会、その他の関係機関の職員による面会など、どの面会をできたかできなかったかということや、それから、できない場合は、なぜできないのかというような、それから面会できた場合は、虐待のおそれがあるのかどうかというようなあたりを報告するということになっております。現在、学校に調査を依頼しているところでございます。

もう一つは、教育委員会に報告を求める事項でございますが、これは4ページの下のところにありますけれども、これは、要保護児童として取り扱いを受けた児童生徒等の保護者から教育委員会へ対して不当な対応を要求されたかどうかということで、それについても現在調査をしているという状況でございます。今、この時点で調査をしているところでございますが、島根県といたしましては、まず、県立の校長会では、これにつきまして既に周知をしたところでございますが、やはり適切な対応をするためには、学校だけではなく児童相談所や警察等も連携をしながら対応していくということで、連携について再度確認をするということで、適切な対応をお願いしたいということで周知をしております。それから、新年度になりますと施策説明会がございますので、小・中学校につきましては、市町村の教育委員会から指導はもちろんありますが、さらに、その施策説明会のときに、小・中学校の校長にも同じようにさきほどの周知を図っていきたいと思っております。また、虐待の対応につきましては、生徒指導主任・主事研修で、これまでも何度も取り上げて、対応につきまして研修を行っておりますが、これも引き続き今後も行っていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○会長

ありがとうございました。

該当するケースがどのぐらい県内にあるのかということについても、まだ把握はしておられませんか。

○事務局

まだ、はい。

○会長

これ、保育所は別のところが調査しているのでしょうか。文科省は学校だけというところで調査していますか。

○事務局

いえ、保育所も含めて、それから、さまざまな子どもたちが集まる場所は全てです。

○会長

そうですか。別のセクションでやっているのですね。

○委員

この事件を聞いたときには胸が痛くて、次、怒りが来ますね、多くの方がそうだろうと思います。じゃあ、自分が何ができるかとか、そういう考えさせられる事件だとか、現場に入らなくてはわからない世界だなと思いました。一人の命がこれだけのことを動かし たというのは貴重だと思いました。命をかけたもの。効果が出ることを祈るばかりです けど。

○会長

小さな子どもがその存在をかけて助けを求めている、それに気づいた大人がたくさんい ながら、誰もその子を本気で守ろうとしなかった、そういう社会になってしまっている と いうところが大きな反省点だと思いました。

○委員

子どもの自立とか親との関係の中でいくと、恐らく小学生ぐらいまでは、一方的な関係 になりやすい。もっと小さな子どもというのは、親が悪いといった意識を持たないです け ら、自分がしていることが悪いから親が叱るんだと思っていると思いますね。

そういう親にはいろいろな問題があると思います。虐待はしばしば習慣になりますが、 同 样なふうになりやすい性格の中に、一つは自己愛性性格という自分中心的な性格傾向 があると思われ ます。子どもや周りの人の気持ちを思いやる、といった気持ちが育って いない。

そういった親は、クレーマーになったりして、学校の先生方も対応しにくいのですがや はり組織としてきちんと対応していくことが必要ですよね。私たちも時々そういう人を診 察させていただきますが、自分の非を認めようとしない、自分の弱さを自覚しているとか 問題意識を持っておられればいいのですが、持っておられない場合は非常に対処が難 しい です。

○会長

自己愛性人格障害と虐待との関係といったことには学術的な指摘があるのでしょうか。

○委員

私もきちんと勉強していませんがあると思います。

○会長

自己愛性の問題が関係しているなという臨床的な印象はありますよね。

○委員

今回の事案はアンケートから端を発していますが、学校がそのサインを受け止めて児童相談所に通告し、児相に保護されるまでは正解だったと思います。その先がこういう状況になったのですが、私も教育委員会のほうに勤めさせてもらったときに、本当に威圧的な外部からの電話が2回ぐらいありましたが、一人で対応すると本当に大変ですよ。どなり上げられて、次に渡すと言ったら、次の人もまた困られるだろうし、かといって、どうしたらいいんだということで、すごく窮地に、今でも嫌な思いを思い出しますけれども、教育長さんまで電話が行くようなことにしてはならないというような思いもしたこともありましたが。そういうようなことをちらちら思い出しながらこの事案を聞きました。教育委員会は結局そのメモを差し出すような状況になった、そのいきさつもわからないですが、そういう威圧に対しては一人じゃなくて組織で対抗しないと、本当に参ってしまうのではなかったりもします。

私は個人的には2回、通告の電話を警察に入れました。虐待をしておられるのではないかと思うけどと言って、警察に対応してもらったことがあるんですけど、これも勇気が要って、もし違っていたらどうしよう。だけど、音がどんどん聞こえるし、泣き叫ぶ音も。本当に勇気が要ることだし、この事案ではそういう通告はなかったのかなど思ったりもします。アンケートが端を発しているのですが、世間の人はどういうふうに見ておられたのかなど。その前段もあったんじゃないかと思うのですが…。1人の力は弱いので、やはり1人のせいにはしたり、1人で対応しないといけないということではなくて、集団の力で守ったり、耐えたりしていく必要があるんだろうなと私は感じました。

○委員

私もアンケートの写しを提供したことが一番問題あった対応だと思うのですが、結局報道レベルでしか私も情報わからないので、本当に詳しい状況って、もっと聞かないといけないと思うのですが、いつからアンケートの写しの提供の要求が始まったかとか、どういう対応で要求されたのかとか、ほんの1日の出来事だったのではなく、長いこと要求されていたんだろうと。

なぜ、この職員さんが、1回、個人情報であることを理由に提供を拒んだということ

すよね。これ自体、理屈的にはそういう理由も上げられなくないと思うのですが、結局そういう結果、父親が同意書を多分半ば書かせたのではないかと思ってですね。じゃあ、これだったらいいということで、何か墓穴を掘ってしまったようなこともあると思うのですが、最初から児童保護のために見せられませんということで強い対応ができたのではないか、これは後になってみればということでしょうが、それができなかったのはなぜなのかとか、もっと知りたいことが多く、気になっています。

○会長

国のほうでも、原則として新ルールということで、通告元は明かさないとか、それを一切見せないとか、そういう児童保護の観点に立った強い対応を組織的にできるような形を設定するようですので、今後のケースで生かされるかもしれませんね。

ほかにいかがでしょうか。

資料としては、この虐待の話と、あとスマホの持ち込みについての新聞記事ですか、載っていますか。

○事務局

いいでしょうか。

○会長

お願いします。

○事務局

それでは、これは御意見を頂戴できればということで、情報提供をさせていただくものでございます。これは新聞記事でございますけれども、御存じのとおり、文部科学省が、携帯電話やスマートフォンの学校持ち込みを原則禁止した通知を見直すという方針を下しました。その背景には、大阪府の教育委員会の動きもありましたけれども、そういう状況で、実際、今後、この通知を見直すような動きがあるわけですが、我々としては非常に慎重に考える必要があると考えております。

その新聞記事の左肩のところに2009年の文部科学省通知というのがありますけれども、実際、島根県も平成21年の1月30日に、公立学校における携帯電話の取り扱いに関する方針というのを通知しております。小・中学校につきましては、学校への持ち込みを原則禁止、それから、高等学校でありますとか特別支援学校の高等部につきましては、始業時間から終業までの学校における使用は禁止ということで通知をしているところがございまして、これはその通知後、変えておりませんので、この状況にありますけれども、

今回、自然災害等の安否確認のツールとして認めることが必要ではないかという考えから、スマホを持ち込むことを禁止することを見直すことについて、いかがかという動きになっております。

一方で、安否確認とかいうツールにつきましては我々も十分理解できるところでございますけれども、いろいろな状況の中で、子どもたちが動画を撮って拡散したりとか学校の中でゲームをしたりということも十分考えられますし、それが深刻化してトラブルの火種とならんということも考えられるところでございます。学校ではかばんの中に入れておくというようなことで指導をするかもしれないのですが、休み時間にそれを使って遊ぶようなことも懸念されます。

また、学習に生かすという点でも、だめだだめだではなくて、これを生かしてスマホを有効に使うということも、もちろん、ある一方で考えていかなければならないと考えているところではございますが、さまざまな点を考慮しても、じゃあ今、こういう状況にあるので、すぐに結論が出せるかということにつきましては、さまざまなことを考えながら慎重に考えていく必要があると思いますので、委員の皆様方の率直な御意見を頂戴できればと考えております。

○会長

ありがとうございました。

この点について、ご意見はいかがですか。国は大筋で進める方向を出しておいて、具体的な対応は各学校で…といった進め方をするのでしょうか。

○事務局

それだと学校も困ると思います。

○委員

子どもを信じてやれば一番いいのですが、一番懸念するのは、中学校期の13、14、15の思春期のときに、やはりいろいろ失敗もしながら、やんちゃもしながら育って行って、高校ぐらいになるとちょっと落ちつくのですが、一番厄介な年齢の波の中に、こういったものを生徒に任せる、自主性に鑑みると、そういったことは学校の秩序の面から本当に大丈夫かとか、非常に心配する気持ちが湧き上がってきます。

○委員

何といってもすごく高価ですよ。恐らく子どもが持っている持ち物の中でも、スマホなんて一番高いといっても過言ではないですよ。そんなものが学校に持ち込まれて、そ

して、その中で持っている子どもと、持っていない子どももいるでしょうし、またそれをかばんの中に入れておくということ自体が、大変また盗難があったりとか、それを通したいろんなトラブルが何か次々湧いてくるような気がします。

小学校の子どもたちがかばんにつけて、何かあったらビビビっていうやつがありますよね。何かあんな簡単な、安全確認だけ、GPS機能だけついているような、そういう簡便なスマホのようなものが開発されて、それであれば、それは国から一斉にもう全員に持たせるような、何かそういうふうなものでもできればよいですが、それ以上の通信機能を有したものをそれぞれの子どもたちが、いくら自主性に任せるとは言いながら、恐らくいろんな状況が懸念されるということで、とても私は難しいなというふうに思いますけどね。

#### ○委員

慎重に考えることとして、まずその有用性が当然あります。今、IT化の時代ですので、いずれそういう時代は来ると思うのですが、どういった形でそれを広げていくかということについて、まず有用性がどこにあるとか、その弊害がどこにあるとか、それをはっきり一つずつ検証していくというのが必要だと思います。

それを、専門家を交えて、現役の中高生がどういうふうにそれを考えるか、その辺の意見も十分聞いてあげる必要があると思います。

#### ○会長

今回一番大きいのは、中学ということより小学校ですね。小学校の段階からというそのことは、かなり大きいでしょうね。

#### ○委員

今回、通学に限るということで出てきた話だとは思いますが、例えば小中高、全部一緒に考えるのではなく、発達段階に応じるころはあると思います。

高校、特別支援学校高等部では、ほとんどの生徒が携帯を持ってきているかと思います。授業中は携帯を預る学校もありますが、その保管については非常に悩ましいものがあると思います。破損や盗難などの問題が起きたときに、学校としての管理責任を問われることも考えられ、弁償ということもあろうかと思います。そういった点では、発達段階によっては扱いがとても難しく、さらに生徒指導上の悩みが出てくるだろうなと思っているところです。

それから、今、保育所、幼稚園の子ども達の中にも、自分のタブレットを持っていて、ゲームをしている状況が結構あるのではと思っています。ゲームの影響は大きくて、不登

校の問題にもかなり影響していると思います。実際にゲームをするようになってから、昼夜逆転し、朝は起きられない、言葉が乱暴になる、行動も暴力的になるなど、まるで別人のように変わってしまった子どももいます。それも本当に幼い段階で影響を受けることを考えると、スマホの持ち込み云々というよりは、そもそもの機器とのかかわり方を考えておかないといけないのではと思います。そのためにも保護者の理解や家庭の協力が得られていないと難しいと思います。

#### ○委員

思春期のときは親も子どもが乗り越えますものね、子どももなかなか言って聞かせられない。そうすると、やっぱり学校と一緒にやらないと、とても乗り越えられないですよ。学校にナイフとか危険物は持っていっちゃいけないのですが、それと一緒にしようとは思わないですけども、「持ってきてはならないものは持ってきてはならない。」という一線をやはり敷くべきだと私は思います。

#### ○委員

テレビで観ましたが、学校へ行ったときに先生がスマホを全部集めるんですね。ちゃんとした保管庫に入れて、鍵をかけて、また帰るときに渡す。だから、通学のときだけのために、先生方の負担がすごく増えると思います。それで、推測でこんなこと言っているかわからないけど、これ持ってきたものと違うとか、あるいは壊れているとか、そういうクレームをつける子が出てくるのではないかなという気がします。管理が大変なことになると思います。

#### ○会長

何かあった時に親子が連絡をとれるようにという話と、ICT機器の活用という話を重ねてしまい「学校にスマホを持ってきても良いか」という議論にしてしまうから少しおかしな話になっているように思います。何かあった時に（あるいはなくても便利だから）親子が連絡をとるという話は、別にスマホじゃなくてもいいわけだし、それをどうしてもスマホでやりたいという家庭があるなら、それは各ご家庭の責任でやっていただき（極端にいうなら）それが無くなろうが壊れようが、学校の責任ではない（ましてその管理など教員の仕事ではない）と思うのですが。

一方、社会通念上、それを所持し責任ある利活用が可能な年齢になれば（つまり学校ではなく、子どもが自身で自己管理できるようになれば）、それを活用しての教育シーンというのは今や大きく拡大してきています。授業中に生徒がスマホを使ってインターネッ

トにアクセスし、アンケートに回答したり意見を発信したりして、それが瞬時にスクリーンに表示されて教室全員に共有されるといった新たな双方向授業の試みが、普通に展開されるようになりました。私も自分の授業や講演などで使っています。

ただ気になるのは、たとえばNHKの夜11時のニュース番組などで見られるように、その時々視聴者の感想や意見がツイッター風にどンドン流れる、それらはペンネームだったり匿名だったりします。もちろん制作側が選んで流しているでしょうから、そんなに極端な意見や感情的なものは流れませんが、いわゆるSNSの世界では、生身の人対人ならとても言えないような極端な意見（というより誹謗中傷に近いもの）でも、匿名であるがゆえに、まるで言葉の刃物のように飛び交っているのが現状です。生徒指導の上で、生身の対人関係の形成、人対人のコミュニケーションの育成はなにより重要なことだと思いますが、そのことと、現在のSNS上のコミュニケーションは相性が悪いように思いますし、実際、いじめの問題でもそのことが大きな課題になっているように思います。

○委員

本当に何か必要なそういう教育の機器だったら、スマホを学校で準備して、みんなに配付してそれでやると、個人のは持ち込ませないというような何か一線を引いたほうがいいと思います。

○会長

楽しいことも嫌なことも含めて、生身の人対人のコミュニケーション経験を赤ちゃんの頃からしっかりと積み重ねることができておらず、自分というものを正面からきちんと出しつつ自分の意見や考えを人に伝えるということが不得意になってきているとしたら、新学習指導要領がめざしている「対話的な学び」などということが、本当に可能なんだろうかと思います。そのあたりが、スマートフォンの利用の可否などという以前の、もっと根本的な問題としてあるのではないのでしょうか。

○委員

大人の社会もそうですよね。

○会長

そうですね。

○委員

会議やっても意見が出ないということ山ほどありますよね。本当は思っている。後から言う、職員会議の後とか。終わってから何か言う人がいる。そういう国民性でしょうか。



○会長

生徒指導審議会は比較的みんな言っていたので（笑）。

○委員

流れとして止められないですね、スマホを持つと。

○委員

もう10年したらもっと違うものが出てくるんじゃないですか。

○委員

もちろんそうだと思います。

○会長

可能性はありますね。

○委員

お金だってお札がなくなるって言われている時代なので、みんなが携帯で全てを処理するとなると。

○会長

私も（この会議も含めて）会議資料は紙ベースではなく、できるだけタブレットに切り替えつつあります。

○委員

すばらしい。

○委員

余談な私の思いですが、一番気になるのは、喫茶店に行って恋人同士がスマホをやっていて話をしていないというのは、すごく何か気になります。

○会長

多分、スマホで話をしているのでしょう。

○委員

それはありますね。

○会長

ICT機器の活用が前提の社会になってくると、それに伴うさまざまなリスク管理といまでしょうか、そういう問題も起きてきます。一例として、大学では試験中のカンニングがよく問題になります。スマホを持ち込んではいけません、というのは前から言っているのですが、この頃ではスマホではなくウェアラブル（スマートウォッチなど身に付けるも

の)になってきており、よく知らない教員にとっては目で見ただけではわかりません。

○委員

今のところ全部申告制ということなんですか。

○会長

通常の試験では今のところそうするしかないですね。センター入試では試験官が見つけて注意したという事例があるそうです。

そうしましたら、一応、きょう出していただいた話題全体については、いろいろ個々に御意見いただきましたが、最後にといいましょうか、全体を通して少し意見交換をしたいというふうに思います。

### 【議事2 意見交換】

今日は子どもの貧困の問題とか、そういった問題は余り出ませんでした。国の事業の中のスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用事業の中には、そういう子どもの家庭的な課題に対することも含まれていると思います。そういった観点でも結構です。いろいろ皆さん方が日ごろから気づいておられるいろんなこと。きょうははじめの話はあまり出なかったですけど、そういうことも含めて少し御意見いただければと思います。よろしくをお願いします。

○委員

一つよろしいですか。

○会長

お願いします。

○委員

意見というよりも、お願い、要望というふうな感じになろうかと思いますが、スクールカウンセラーの活動の件です。

実は私、孫とも同居しておりますが、今もうちょっと大きくなりましたが、1年生に入ってからしばらくの間、登校渋りがありました。1学期は何とか頑張って行きましたが2学期あたりからなかなか行けなくなりました。そのことに関して学校のほうにいろいろお願いをしたりしましたが、その中で、今でも感謝しているのは、教頭、それから主幹教諭が中心となった支援チームというのを学校でつくっておられるんですね。これがとてもうちの子どもの場合には有効でした。先ほど、玄関に行っても誰も待っていないというふうな

話もありましたが、玄関先でちゃんと迎えてくださって、それも大体主幹の先生であったり、その他の先生でもあったりしたわけですけど、手分けしながらチームとして一人一人の子どもを見ているんだという気持ちがとても伝わってきて、結果的には相談室での対応ということでしたらお願いしました。

そういう中であって、実はカウンセラーの方に意見とか指導っていうか、聞きたいなと思って、私は祖父ですので、親がそういうふうなお願いをしました。実際、一度カウンセラーさんとの面談が実現しました。親の勤めが終わってからということで6時ぐらいからだったでしょうか、30分、40分ぐらいの話だったと思いますが、その話があって、カウンセラーさんとしては、そういうお子さんがおられるんだな、学級ではどんな対応、姿なんだろかなということ、その後、学校の中での話が恐らくあったと思うんですけども、親のほうに、私どものほうに、それではカウンセラーさんがどんなことを考えて、どんなふうな動きを今後行うべきかというような、その返答が、実は学校を通して、何か連絡帳か何かでは戻ってきたようですけども、次もう一回会って、例えば前回のお話を聞いて、こういうふうなことを学校でも考えて行ったらどうだと、カウンセラーとしてのいろいろな所見であったり感想であったり考え方であったりみたいなものについて、直接に知ることができませんでした。小学校に割り当てられた日が何時間かあるわけですが、次の回までは待てないのです。学校の先生方の対応はとてもありがたかったのですが、カウンセラーさんのそういう意見であったり所見であったりといったものが私どもの場合にはありませんでした。1億2,000万という金が今年カウンセラー事業に使われるわけですけども、84名の方々が一体どんなふうな勤務でどんなふうなことをなさっておられるとか、親も、あるいは地域に対してカウンセラーがどんな人で、どんな役割があって、どんなときにどんなことをすればいいかという、そういうPRが学校ごとにどれほどなされておるのか。そういう中で、保護者とか実際に悩んでいる子どもたちの手元に、カウンセラーさんの力、影響といったものがどう伝わっていくのか、子どもとの距離感がとても何かつかめないと感じたことが、3年前にありました。現在、もっと改善されていると思いますが、何かカウンセラーの活用ということが実際にどれほど個々の不登校、あるいは登校渋りの子どもさん、あるいは生徒指導の問題等々に波及しているのか、何かそういう実感が私自身の中に湧いてこない。それをより高めていくための何か方策みたいなものを県としても、実際にカウンセラーさん、あるいはSSWもそうかもしれませんが、本当にかゆいところに手が届くような形でのそうした取り組みというものをやっぱり目指すべき

ではないかと思えます。

大変個人的な意見を言ってしまいましたが、せつかくの事業が生きていくためには、配置だけではなくて、その上でそれぞれがどんな働きができるのか、そういった可能性も探っていた上でそういう事業が高まっていくと感じたものですから、意見を言わせていただきました。要望でした。

#### ○会長

多分、スクールカウンセラーの活用の仕方とか、今おっしゃったように、各学校がスクールカウンセラーの活動をどのように保護者の方々に伝えておられるかということについては、かなり学校によって差があるのではと思います。一方、スクールカウンセラー自身もお互いに研修機会等を通じて、そうしたことについて考えておられると思います。県の実態としてはどうなのでしょう。

#### ○事務局

今おっしゃっていただきました、どんな役割をしているのか、アピールをどうしているのかということ、それぞれ学校でスクールカウンセラーが来る日であったり、スクールカウンセラーがどんな方であるかということや、それから、スクールカウンセラーの人がどんな考え方でやっているのかというのは、お便りで全校へ配付するというようなことが一般的に行われておりますし、入学式のときの職員紹介のときに合わせて、職員の中の一人としてスクールカウンセラーの方が紹介されるというケースも最近は多いです。

それで、実際にスクールソーシャルワーカーも含めてですけども、学校の中でどんな役割を果たすのか。先ほどもお話をさせていただきましたように、常駐しているわけではないわけですので、先ほどもお話が出ましたけど、次こんなふうにしてほしいというような、そういう思いにどう応えていくのかということですが、昨年からは教育相談コーディネーターというのが各学校で指名をしております。この教育相談コーディネーターは、学校の中でさまざまな働きをしていただいている専門家の方も含めて、学校の中での教育相談体制そのものをコーディネーターしていくということをしていただいております。ですので、先ほどの例で言いますと、スクールカウンセラーが学校に来て面談されたその内容について学校ではコンサルをするわけですので、そのコンサルを生かして学級ではどんな対応をしていくのかということ、教育相談コーディネーターも含めて、次にどうするかと、次の一手をどうするのかといったケース会議を開くということで、実際に来ていただく回数は限られていますけど、来ていただいたときの状況を学校の中で十分生かすとい

うことを担任だけが共有するのではなくて、組織として生かすというような仕組みを今つくりつつございます。

これはスクールソーシャルワーカーも同じでございます。スクールソーシャルワーカーの方に来ていただくような事案の場合には、あらかじめ連絡をとって、教育相談コーディネーターがケース会議に来ていただいて、いろいろ情報をいただくというようなことで、ピンポイントでしか学校にはつながってはいないところを、学校の体制としてずっと御意見を頂戴するような仕組みを持っているというようなことで今対応しているところでございます。まだまだかゆいところに手が届くところまでになってないかもしれませんが、学校としてもそういう対応をしておりますし、先ほど紹介していただきましたように、主幹教諭を中心としたという、子どもと親の相談員が配置されてる学校は、学校の支援チームとして不登校や不登校傾向の子どもたちにどんなふうに対応するのかという体制を充実するというので、主幹教諭や、教頭が2人体制の学校については学校でチームをつくるということにより、今はそれがうまくいってる一つの例だとは思いますが、今、話をさせていただいたような、専門家との力をどう融合させていくかというのも今後の課題でもあるとは思いますが。

○会長

それから、スクールカウンセラー自体はちょっと難しい面もあると思います。相談の中身に関する守秘の問題もあるので、学校側と全部の情報を共有するかどうかということ少し判断が求められるところもあり、だからといって、親さんに何もその反応は伝わらないのがよいのかとは思いますが、そのあたりは難しい問題もあるなというふうに思います。

○委員

いいですか。

○会長

はい。

○委員

私は学校現場では、心の専門家であるというふうに紹介していましたが、人間の体は人に話すと楽になる、そういうふうにつくり上げられているので、心の専門家がそういう話を聞いてくれるから話したらいい。絶対秘密も守ってくれるからというような紹介をしていました。教職員には、スクールカウンセラーの方たちは勉強しておられて見立てが教員

の目線と違うので、ぜひその見立てを聞いて、それを教育に生かしてほしいというふうに言っていました。現実でも、「あっ、こんな見立てをされるんだ。」ということで、自分でもそういう感じ入ったことが何回かありました。我々は教育の専門と言われるにふさわしくありたいし、スクールカウンセラーは心の専門家であると、そういう捉え方を伝えていました。

人に話したら楽になるんですよ。これは何でそうなのか、神様がそうつくられたのか、人間の体はそうなっているので、余りふだん言えないことを安心な方にしゃべるんだという場を提供してあげたいと思ってやってきました。

#### ○委員

その続きで、スクールソーシャルワーカー側の立場で。

今、社会福祉士会のほうで子ども家庭支援委員会のほうに注目しておりまして、そこで子どもの抱えるあらゆる問題ですね、貧困の問題やいじめの問題とか虐待、いろいろあるんですけども、そういうことを私たちが委員会の中で話す中で、やっぱりスクールソーシャルワーカーとしてはどういうふうに動くべきか。きょう御報告あったように、そうそうたくさんの方が配置されていない中で、やっぱり自分たちがもうちょっと勉強しなきゃいけないんじゃないか、レベルを上げていかなきゃいけないだろうし、常時追えないから、ちょっとそのジレンマもあり、そんなことを話し合うということで、2カ月に1回は精神保健福祉士、社会福祉士、医療ソーシャルワーカーの3ソーシャルワーカーでまず勉強会をする。社会福祉会としてもSSWのワーキングチームをつくって勉強会をしておりまして。今度の10日にスクールソーシャルワーク研修のほうがありまして、出雲市に社会福祉センターがありますが、もう締め切りは切っておりますけど、もしよろしければ、皆さんにぜひ参加していただきたいなと思っての御案内です。

島根県は、なかなかまだ数として常駐するスクールソーシャルワーカーが配置されていないので、隣のほうの鳥取県のほうがちょっと先んじてやっているという関係で、鳥取との交流、鳥取県のスクールソーシャルワーカーとの交流をもうずっとやっていますが、そちらのほうでいただいた資料をきょうお持ちしましたので、1部ずつとってもらっていいでしょうか。

この中に、きょう出てきたような配置された方々の役割分担、どういうふうにして動くのかっていうか、具体的に書いてあります。これを見ると、ああ、なるほどなと思うようなことが書いてあるので、ちょっと参考になるかなと、その御紹介と、我々としては、や

はり配置されたときに、ほかの方との連携をとらなきゃいけないくて、最終的には先生が子どもにどのように教育するのかっていうのが一番大事なことなので、学校へ、あるいは先生方の支援について、あるいは子どもの環境という部分であれば、家庭もその環境であるので、学校、家庭、それから地域にもいっぱい社会資源がありますね、いろいろ外から入っていらっしゃる方もいらしたので、そういう人たちとの連携、環境に働きかけるにはどうしたらいいのかっていうことを考えて具体的に動いていきたいと思っています。

しかし、私自身がなかなかどういうふうに動くべきか戸惑います。例えば、あしたから、じゃあ二中のほうへ、松江市にもおりますので、二中のほうへ行ってもらえませんかかって言ったときに、じゃあ、入って何ができるかっていうのも入る前にすごく戸惑います。だから、もう少しかかわっている人たちの交流の場を県のほうの主導で、いろいろなこういう外部の人間が何を考えてどういうふうなことをやっているのかということ話し合う、協議する場が欲しいなと思います。それは継続的にやって、もちろん学校の先生方にもそれに入れていただくなど、そういう機会があると何かいいかなというふうに。ばらばらで動いてはだめだなと。さっきからずっとチームチームって言いますが、チームは何をする気か。それぞれの特技を生かしたチームづくりをしていかなきゃいけないと思っています。

○会長

学校現場、恐らくニーズはたくさんあるけれど、仕組みとして動いてないということですね。

○委員

だからスクリーニングしてもらって、やっぱり、とりあえずじゃないですけど、ばあっとつけていかないと、もうみんな一緒に見てしまうことができないだろうという。そういうことがきちっとできるようになるといいなと思っての紹介でした。

○会長

ありがとうございます。

きょうの全体のテーマの中で、ご発言いただくのが難しかったかもしれませんが、もし何かお伝えしたいことがありましたらお願いします。

○委員

私は、よくわかりにくいこともありますが、生徒指導の会で、問題行動等の統計資料というのを出されますが、今までその中には要保護児童とか児童虐待、虐待されている子ども

もについて、調査とか統計的なものはありましたでしょうか。

○事務局

いや、問題行動の調査の中にはございません。

○委員

虐待されている子どもも法律でいうと要保護児童ですよ。ですから、金銭的とか経済的に困窮した子どもたちも要保護児童に入るわけですが、そうした観点といいたいでしょうか、そうしたものの統計は今までにはないのでしょうか、学校現場からは。

○会長

学校からはないかもしれません。

○事務局

そうですね、学校にはないです。

○委員

ないですよ。警察のほうは虐待の相談がかなり増加しているということを言っております。そういった中で、警察はそういうことがあれば学校にすぐに通報するなど連携をとっております。そうした問題がこうして今クローズアップされてはおりますが、やはり、どれだけそうした要保護の子どもたちがいるかというのは、ある程度把握してみることも必要ではないかというようなことを感じました。

その中で、要保護児童の中で、いろいろ区分があると思いますが、虐待を受けているお子さんがどのくらいあるかとか、その子どもたちがほとんど多分通告されると思うのですが、通告された後どういうふうな、例えば一時保護されたとか、保護者への指導で終わったとか、いろいろなケースがあると思います。そうしたことも今の時点で、また国のほうにはそうした事業はないかとは思いますが、島根県発というような感じでもいいとは思いますが、何かしていくことも大事じゃないかなというようなことを、私、この資料を見せていただきながら感じました。

児相と警察は常に連携を図りながら事案に対応してきております。今後、島根県でこうしたお子さんが出ないように子ども主体で取り組まなければいけないというように思います。それこそ、不登校でも虐待を受けている子どもさんについても都会の話ではなくて、島根県でも、そして田舎のほうでもこうしたことが起き得るというふうなことを、それぞれ大人が認識しておらなければいけないというように思っているところです。以上です。

○会長



ありがとうございました。

いま最後に、本日の資料にはなかった子どもたちの話も出していただきました。私は県や市の子ども・子育て会議の委員をさせていただいておりますが、学校教育に進む前、つまり乳幼児期の段階は、保健・医療・福祉といった部署が中心となって子ども（親子）の状態を見守り支援しています。かなりのケースにおいて、子どもの問題は学校に来てから始めて起こっているのではなく、乳幼児期からの連続の中で起こっており、乳幼児期に周囲はそうした状況をつかんでおり、また危惧しながらも、その段階では具体的問題は生じていないためにそのまま学校へと進んできて、そこでやはり何かに行き詰まったり、問題として発現したり...といったことが起きているという話も少なくありません。今日は学校卒業後のフォローアップの話題も出たところですが、乳幼児期から社会人までの成長を一貫してモニターするような視点をもつことも、生徒指導の観点からは重要ではないかと思ったところです。

ではこれをもちまして平成最後の生徒指導新議会を閉じたいと思います。ご協力ありがとうございました。

#### 【事務局あいさつ（教育長）】

本日は長時間にわたり御審議いただきまして、大変貴重な御意見を多数いただきました。まことにありがとうございます。

委員の皆様の島根の子どもたちに対する御心配、さらには、それぞれの専門分野での御経験や御意見などから、私も改めてこの問題の深さ、それから複雑さを痛感したところでございます。

学校現場では、教員は子どもたちのためにという思いで、責任感、使命感を持って取り組んでおり、そういった中で、スクールカウンセラーの方とかスクールソーシャルワーカーの方を初め、それぞれの専門の方の御協力を得ながら取り組んでいると認識しております。恐らくそのアプローチの仕方は学校ごとに実際は異なる面もあろうかと思えます。直接そういう専門の方が子どもや保護者に当たることもあれば、チーム学校として学校の教員に対してアドバイスして、それを活かして教員が行動するといったようなアプローチもあるのではと思っております。

県の事業については事業費を拡大、拡大というわけにもいかない中で、今後とも工夫を重ねていくことが必要だと思えました。そういった面でも、今後とも委員の皆様方から御

指導を賜ればと思っております。

不登校の話につきましても、一つは子どもたち一人一人が、自己肯定感とか自己有用感を、特定の場ではなく、授業の端々も含めて感じられるということが1点あるだろうし、もう一つは、私自身いろいろなところで言うておりますが、1人で悩まない、1人で悩ませない、そういった考え方がこの場でも通用するのではと感じたところでございます。

野田市のあってはならない事件につきましては、教育委員会だけではなく、今回の通知に従いまして、私学を持っております総務部、それから健康福祉部とも連携して取り組んでおりますし、児童相談所や警察との躊躇しない連携づくりについても知事部局と一緒に話を進めているところでございます。そういった意味では、地域へのアプローチ、それから家族へのアプローチというのが、今までのカテゴリーではないところでの議論まで深めないといけないと感じているところでございます。

今日いただきました御意見等を31年度の事業、それから各学校へ必要なことを伝えていきながら、今後に活かさせていただきたいと思っております。

厚く御礼申し上げます、お礼の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。